

令和8年度  
国営総合農地防災事業全体実施設計

吉田川流域地区中下機械排水路実施設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1-1条 令和8年度国営総合農地防災事業全体実施設計吉田川流域地区中下機械排水路実施設計業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目的)

第1-2条 本業務は、国営総合農地防災事業吉田川流域地区の全体実施設計書の作成に利用するため、中下機械排水路及び附帯施設の実実施設計を行うものである。

### (場所)

第1-3条 本業務において対象とする中下機械排水路の建設予定地は、宮城県東松島市野蒜地内であり、別添位置図に示すとおりである。

### (土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立ち入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

### (低入札価格契約における第三者照査)

#### 第1-5条

(1) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「設計共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において設計共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

(2) 第三者照査の企業に要求される資格

- 1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- 2) 東北農政局において、令和7・8年度一般競争参加資格（指名競争）の測量・建設コンサルタント等のうち建設コンサルタントの参加資格の確認を受けていること。
- 3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 設計共通仕様書第1-30条「守秘義務」を遵守できるものであること。
- 5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

#### ①資本関係

- ア. 親会社と子会社の関係にある
- イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

#### ②人的関係

- ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

- (4) 照査技術者の通知  
受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- (5) 照査計画  
受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。  
また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。
- (6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い  
第4-1条に示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。
- (7) 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録  
共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。
- (8) 契約不適合責任  
引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-6条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-7条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-8条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学

博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-9条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引き書(案)」(以下「照査手引き書」という。)に基づき実施する。

また、「照査手引き書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-10条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-11条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-12条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 水路工(平成26年3月)」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(設計条件)

第2-2条 設計作業における設計条件は次のとおりである。  
なお、詳細は別紙-1の設計対象施設一覧表による。

(1) 中下機械排水路

設計流量 3.789m<sup>3</sup>/s

設計水位

- ・引継ぎ水位 WL=-1.182m
- ・初期吸込み水位 SWL=-1.50m
- ・野蒜第2・3揚水機分水量 0.25m<sup>3</sup>/s

(2) 大塚川排水路接続水路

設計流量 1.811m<sup>3</sup>/s

設計水位

- ・引継ぎ水位 WL=-0.736m
- ・初期吸込み水位 SWL=-1.50m
- ・大塚川排水路分水量 1.811m<sup>3</sup>/s

(参考図書)

第2-3条 本作業の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料)

第2-4条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸与資料	数量
1	令和4年度 広域農業基盤整備管理調査 吉田川流域事業構想検討業務 報告書	1部
2	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区統合排水機場他概略設計その他業務 報告書	1部
3	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区排水機場地質調査業務 報告書	1部
4	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区中下統合排水機場基本設計業務 報告書	1部
5	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区前蒲統合排水機場他基本設計業務 報告書	1部

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条 第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を使用するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-6条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間(予定)
----	-----	------------

1	令和8年度 国営総合農地防災事業全体実施設計 吉田川流域地区中下・浅井統合排水機場実施設計業務	令和8年5月～ 令和9年2月
---	--	-------------------

### 第3章 作業内訳

(作業項目及び数量)

第3-1条 この業務における作業項目は次のとおりである。

なお、詳細は別紙1【作業項目内訳表】に示すとおりである。

作業項目表

作業項目	数量	備考
1. 中下機械排水路		
(1) 実施設計延長	L=1,176m	遊水地取付水路含む
(2) 分土工設計	1箇所	
(3) 水路横断構造物設計	8箇所	用水7箇所、上水1箇所
2. 大塚川排水路接続水路		
(1) 実施設計延長	L=230m	遊水地取付水路含む
(2) 分土工設計	1箇所	

(設計作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
  - ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、<https://www.nn-techinfo.jp>を参照。
  - ・新技術情報システム（NETIS）は <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>を参照。
- (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
  - ・「工事工種の体系化」は [https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi\\_kousyu/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/)を参照。
- (7) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件

等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①設計条件・前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④設計変更内容

イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得な

なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

URL([https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac\\_auth.php](https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php))のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階(業務確認会議を兼ねる)

第2回 中間打合せ(設計計画、水理計算の取りまとめ段階)

第3回 中間打合せ(排水路工、附帯工の設計取りまとめ段階)

第4回 中間打合せ(施工計画作成段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

## 第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体(CD-R等)正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体(CD-R等)により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県大崎市古川中里6丁目7-10 古川合同庁舎3階  
東北農政局北上土地改良調査管理事務所 宮城支所

## 第6章 契約変更及び業務スライドの試行

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) その他

(業務スライドの試行)

第6-2条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過したのちに日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適切となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

## 第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 別紙 1

### 【作業項目内訳表】

#### 1. 中下機械排水路実施設計

##### (1) 中下機械排水路 (Q<10m<sup>3</sup>/s)

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	○
2. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
3. 設計計画		
3-1. 基本条件の検討	詳細実測資料に基づき水理構造条件を決定する。	○
3-2. 排水路タイプ及び断面形状の検討	水路タイプ及び実施断面の詳細を決定する。	○
4. 水理検討		
4-1. 水理計算	実施断面による各種損失水頭の計算及び実施断面の水理計算を行う。	○
4-2. 水理縦断面図作成	詳細水理縦断面図を作成する。	○
5. 構造計算	各実施断面についての詳細構造計算を行う。	○
6. 構造図作成	全断面の構造一般図及び並びに構造配筋図、鉄筋加工図、バレル割図、ドレーン等詳細図を作成する。	○
7. 附帯構造物	各構造物の詳細計算及び工法を決定する。	○
8. 平面縦断面図作成	平面縦断面図に全タイプの位置及び断面の表示、タイプ区分、安全施設、管理施設等を記入する。	○
9. 土工図作成	土工横断面図、施工法区分（単価区分）毎の切盛土量、法面保護工長等を記入する。	○
10. 数量計算	工区毎、施工法区分頃、タイプ毎のコンクリート、附帯工材料、仮設工材料等の詳細数量計算をする。	○
11. 施工計画	土工計画、仮設備その他施工順序、施工方法、工程計画を作成する。	○
12. 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	○
13. 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
14. 総合検討	上記の作業について総合的に検討する。	○
15. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
16. 点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○

(2) 野蒜第2・3揚水機分水工 (Q<0.8m<sup>3</sup>/s)

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	○
2. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
3. 設計計画		
3-1. 基本条件の検討	詳細実測資料に基づく水理構造条件を決定する。	○
3-2. 型式、規模及び構造の検討	型式、規模、構造を決定する。	○
4. 水理構造計算	実施断面の水理計算及び各種損失水頭の計算を行う。各段面について構造計算を行う。	○
5. 構造図作成	構造一般図、構造詳細図、配筋図、鉄筋加工図等を作成する。	○
6. 数量計算	土工、コンクリート、附帯施設等の詳細数量計算をする。	○
7. 概算工事費積算	各工種単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
8. 総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	○
9. 点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○

(3) 水路横断構造物 ( $\phi \leq 600$  mm)

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	○
2. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
3. 設計計画		
3-1. 基本条件の検討	詳細実測資料に基づく水理構造条件を決定する。	○
3-2. 型式、規模及び構造の検討	型式、規模、構造を決定する。	○
4. 水理構造計算	実施断面の水理計算及び各種損失水頭の計算を行う。各段面についての構造計算を行う。	○
5. 構造図作成	構造一般図、構造図、配筋図、鉄筋加工図を作成する。	○
6. 数量計算	土工、コンクリート、型枠、鉄筋、附帯施設等の詳細数量計算をする。	○
7. 概算工事費積算	各工種単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
8. 総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	○
9. 点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○

## 2. 大塚川排水路接続水路実施設計

### (1) 大塚川排水路接続水路 ( $Q < 10\text{m}^3/\text{s}$ )

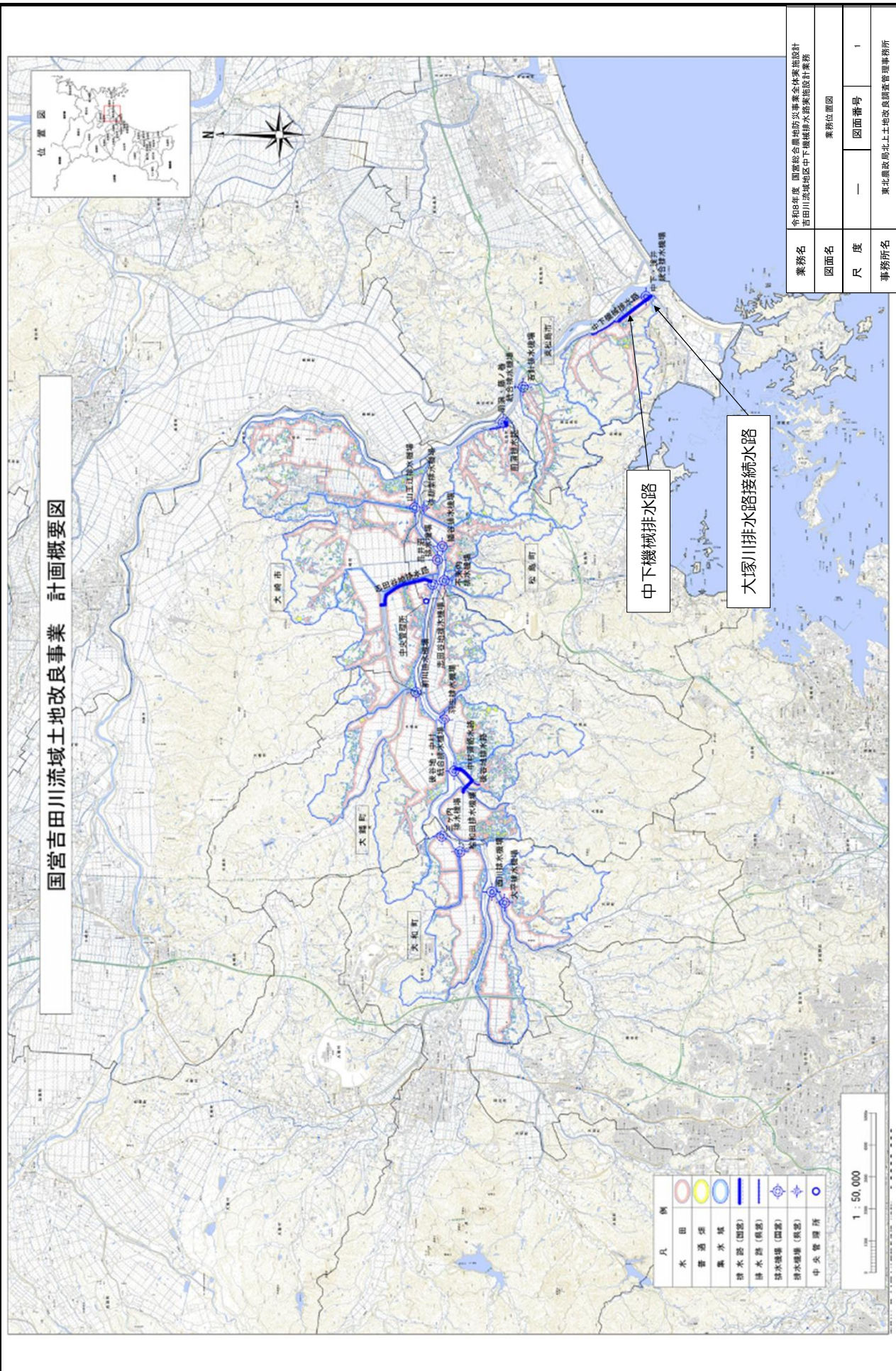
作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	○
2. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
3. 設計計画		
3-1. 基本条件の検討	詳細実測資料に基づき水理構造条件を決定する。	○
3-2. 排水路タイプ及び断面形状の検討	水路タイプ及び実施断面の詳細を決定する。	○
4. 水理検討		
4-1. 水理計算	実施断面による各種損失水頭の計算及び実施断面の水理計算を行う。	○
4-2. 水理縦断図作成	詳細水理縦断図を作成する。	○
5. 構造計算	各実施断面についての詳細構造計算を行う。	○
6. 構造図作成	全断面の構造一般図及並びに構造配筋図、鉄筋加工図、バレル割図、ドレーン等詳細図を作成する。	○
7. 附帯構造物	各構造物の詳細計算及び工法を決定する。	○
8. 平面縦断図作成	平面縦断図に全タイプの位置及び断面の表示、タイプ区分、安全施設、管理施設等を記入する。	○
9. 土工図作成	土工横断図、施工法区分（単価区分）毎の切盛土量、法面保護工長等を記入する。	○
10. 数量計算	工区毎、施工法区分頃、タイプ毎のコンクリート、附帯工材料、仮設工材料等の詳細数量計算をする。	○
11. 施工計画	土工計画、仮設備その他施工順序、施工方法、工程計画を作成する。	○
12. 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	○
13. 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
14. 総合検討	上記の作業について総合的に検討する。	○
15. 点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○

### (2) 大塚川排水路分土工 ( $Q \geq 0.8\text{m}^3/\text{s}$ )

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	○
2. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
3. 設計計画		

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
3-1. 基本条件の検討	詳細実測資料に基づく水理構造条件を決定する。	○
3-2. 型式、規模及び構造の検討	型式、規模、構造を決定する。	○
4. 水理構造計算	実施断面の水理計算及び各種損失水頭の計算を行う。各段面について構造計算を行う。	○
5. 構造図作成	構造一般図、構造詳細図、配筋図、鉄筋加工図等を作成する。	○
6. 数量計算	土工、コンクリート、附帯施設等の詳細数量計算をする。	○
7. 概算工事費積算	各工種単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
8. 総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	○
9. 点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○

別添 位置図



業務名	令和8年度 国営総合農地防犯事業全体実施設計 吉田川流域地区中下機械排水路改良設計業務		
図面名	業務位置図		
尺度	—	図面番号	1
事務所名	東北農政局北上土地改良調査事務所		